

改正

令和2年7月1日告示第52号

令和3年4月1日告示第17号

令和5年3月10日告示第15号

大樹町ワーキングステイ促進事業実施要綱

大樹町ワーキングステイ促進事業実施要綱(平成29年告示第36号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 近年の人口減少、特に若年層の減少が著しい現状において、専門的な知識やスキルを持つ「クリエイティブ人材」等のワーキングステイに取り組むため、「大樹町ワーキングステイ住宅」(以下「住宅」という。)を整備し、減少する若年層の移住促進や様々な専門的なスキルを活かしたまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) クリエイティブ人材 企画・マーケティング・デザイン・広告宣伝・販路開拓等の専門的スキルを有する人材

(2) ワーキングステイ住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等を備え、移住や二地域居住を検討するために、大樹町での生活を体験できるよう町が貸し付ける住宅

(ワーキングステイ住宅)

第3条 ワーキングステイ住宅は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
大樹町ワーキングステイ住宅	大樹町松山町7番地 旧小学校長住宅	昭和52年	木造モルタル平屋4LDK	95.07m ²

(対象者)

第4条 当該事業における対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 専門的な知識やスキルを持ち、「まちづくり」や「田舎暮らし」に興味のある方
- (2) ICTを活用し、都市部の仕事をテレワークで受注する企業や個人事業主

- (3) 都市部から住居を移し起業しようとする方（二地域居住を希望する方も可）
- (4) 移住を目的として、町内の事業所等で職業体験をする方
- (5) その他、町長が必要と認めた方

（事業実施申請）

第5条 前条に規定するワーキングステイの実施及び住宅の借受けを希望する者は、「大樹町ワーキングステイ促進事業実施申請書」（様式第1号）をあらかじめ町長に提出しなければならない。なお、申請者の居住地が国外にある場合は、パスポートの写しの提出をもって身分の証明に代えることができるものとする。

（事業実施許可）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業の実施及び住宅の貸付けを認めたときは、「大樹町ワーキングステイ促進事業実施許可書」（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（契約）

第7条 許可書の交付を受けた申請者は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を「大樹町ワーキングステイ住宅定期賃貸契約書」（様式第3号。以下「契約書」という。）により町長と締結し、住宅を借受けるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第3項の規定により、契約の更新がないことを「大樹町ワーキングステイ住宅定期賃貸契約についての説明」（様式第4号）により行うものとする。

（借用期間）

第8条 住宅の貸借期間は7日以上60日以内とし、前条に規定する契約書において定める。なお、貸与の回数については、同一申請者1人（1組）につき3回までとする。

（住宅借用料）

第9条 住宅の借用料は、1日あたり1,200円とし、入居時に前納しなければならない。

2 前項の借用料は、住宅借上料、光熱水費（電気料、ガス代及び上下水道料）、放送受信料、インターネット回線使用料を含むものとする。ただし、灯油代、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費は含まず、借受者の負担とする。

3 第1項により納めた借用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。

4 前項の規定により借用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 天災事変、借受者又は親族の疾病、その他借受者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差引いた差額の100分の100
- (2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差引いた差額の100分の100
- (3) その他止むを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。
(借受者の遵守事項)

第10条 借受者は、前条第1項による借用料を納めた後に、町長から住宅の鍵を受取り、住宅を借受けるものとする。この場合、借受者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の手扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品、什器類等を適切に取扱うこと。
- (3) 借受者は、住宅周りの除草や除雪を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 借受者は、住宅の借用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、施設の借用に関し町長が必要と認める事項
(制限される行為)

第11条 借受者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (8) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付け許可の取消し)

第12条 町長は、借受者に第10条及び前条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第6条

の規定による借用許可を取消することができる。

(明渡し)

第13条 借受者は、借用期間が終了する日まで及び前条の規定に基づき貸付け許可が解除された場合にあつては、直ちに住宅を明渡ししなければならない。この場合において、借受者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 借受者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき借受者が行う原状回復の内容及び方法について借受者と協議するものとする。

(立入り)

第14条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の承諾がなくても住宅内に立入ることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第15条 借受者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による住宅又は設備若しくは備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第16条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(まちづくりに関する企画書等の提出について)

第17条 当該事業を通して、大樹町のまちづくりに関する企画書又は提案書等を作成し、町に提出した者で、次の要件を満たしている場合は、35,000円の謝礼金を支払うものとする。ただし、町がその内容を精査したうえで、相当と認めた場合に限るものとする。

(1) 第4条第1項第1号又は第2号に規定する対象者であること。

(2) 住宅の借用期間が30日以上であること。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月1日告示第52号）

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第17号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日告示第15号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。